

公共公益施設の帰属について

高石市開発指導要綱協議に基づき完成した下記の公共公益施設（道路敷施設・排水施設・水路敷施設・公園施設・緑地施設等）は、同要綱及び指導基準の規定により高石市に無償帰属いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

高石市長

様

1 . 物件の表示

所在地

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....